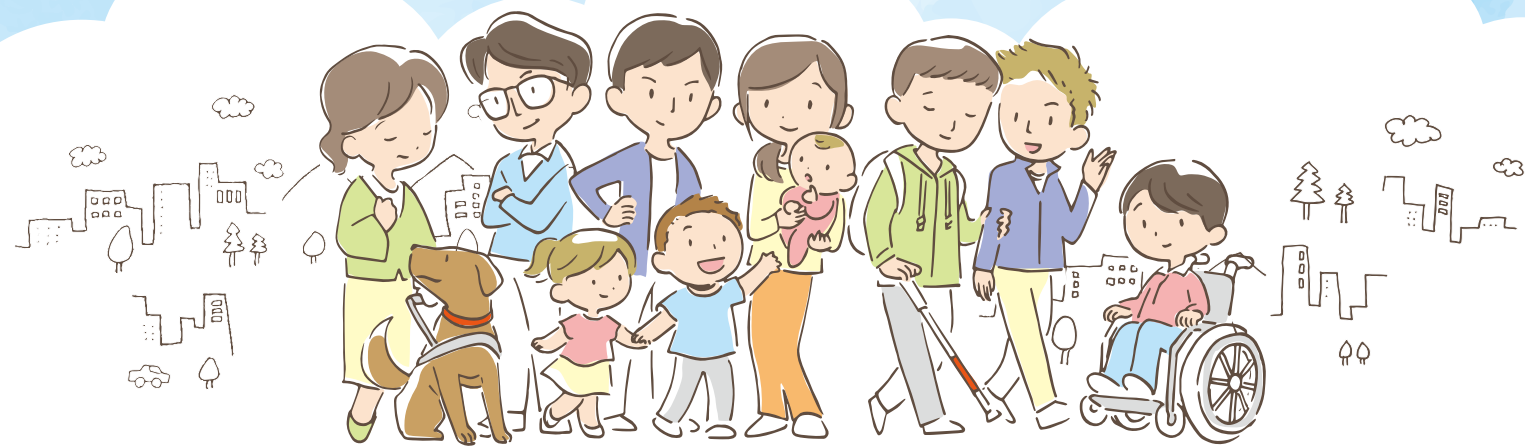


申賀は「みんなの居場所」 ～みんな笑顔のまちづくり～



「知る」ことから始めよう

現在市内には、5,365人の障がい者手帳をお持ちの方がおられます。(図1) 視覚や肢体不自由など外見などでわかりやすいものもあれば、聴覚、療育、知的、精神、内部障害(心臓、腎臓等)など外見ではわかりづらいものもあります。

例えば困っている人を見かけたらどのように行動しますか。どうして良いかわからず、見て見ぬふりをしますか。それとも「どうしましたか」「お手伝いすることはありますか」と一言声をかけますか。そんなとき、自身の「障がい」に対する知識や理解度により対応は大きく変わってきます。

これまで障がい者に対する不当な差別や人権侵害などの防止、また共生社会の実現に向け、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」などが施行されてきました。

本市も「甲賀市障がい者基本計画」などを策定し、障がいのある人となない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって平等に参加、活動することができるまちをめざし、取り組みを進めているところです。

法律で定められている要点を、次ページで具体的な事例として紹介しているので再確認しましょう。

なお、滋賀県においても法律を基に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されています。

図1 障害者手帳の所持者数(R2.3末時点) 単位:人

手帳等の区分	所持者数
身体障害者手帳	
視覚障害	225
聴覚・平行機能障害	268
音声・言語・そしゃく機能障害	54
肢体不自由(運動機能障害含む)	2,075
内部障害	1,015
療育手帳(知的障害)	1,093
精神障害者保健福祉手帳	635
合計	5,365

参考:本市の人口 90,510人
本市の手帳所持者数は、市人口の約5.9%(市民の約16.8人に1人)を占めています。

東京2020パラリンピック

新型コロナウイルスの影響で、来年に延期された「東京2020オリンピック・パラリンピック」では、全世界から多くの選手や関係者が来日し熱戦が繰り広げられます。

甲賀市は、パラリンピックにおけるシンガポールチームのホストタウンとして登録を受け、昨年10月にはシンガポールポッチャ選手をはじめ関係者が本市を訪れ、事前合宿における会場視察や市民とのポッチャ交流大会を開催しました。その中で、パラアスリートの高度な技術に触れるとともに、お互いの国についての理解と交流を深めたところです。

本大会を機に、パラスポーツを知っていただき、これまでの知識に加え、より深く「障がい」についての理解を深めましょう。

参考:内閣府作成パンフレット

不当な差別的取り扱いの禁止

〈不当な差別的取扱いの具体例〉



合理的配慮の提供

〈合理的配慮の具体例〉



合理的配慮の事例がないか、内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ 検索